

## 資料

### 環境管理・監査制度の実施手法に関する調査研究(Ⅱ) —県民等に対する意識調査と小規模事業所への簡易導入手法の検討—

青山尚巳  
(企画調整部, 現大気環境部)

#### Technical Paper

### Study for Practical Methods of Environmental Management・Audit (Ⅱ) —Conscious Survey for Citizens etc. and Study of Easy Application Method to the Small-Scale Business Sites—

Naomi AOYAMA  
(Planning and Coordination Division, present Air Quality Division)

キーワード：環境管理・監査, 意識調査, 環境実践活動, 紙ゴミ, 資源化再利用

#### 1. はじめに

1992年6月上旬にリオデジャネイロで環境と開発に関する国連会議(地球サミット)が開催されて以降、地球環境問題の改善策として“環境管理・監査”が急速に表面化してきた。

環境管理・監査については国内外において様々な捉え方があり、国内外の最近の動向については本誌前号(平成6年10月現在)で紹介したところである<sup>1)</sup>。

その後、環境管理・監査の国際規格化の検討にますます拍車がかかり、環境管理の国際規格が平成8年夏にも制度化され、同時期に日本でもJIS化される見込みとなった<sup>2)</sup>。

環境管理・監査は、環境管理組織の整った大手企業のみがJISに登録さえすれば良いというのではなく、中小規模の企業や公共機関、さらには一般県民にまで幅広く浸透し実施されることが大切であると考えられるが、それらが環境管理・監査について現在どのような意識を有しているか把握しておく必要がある。

これまで企業に対しては、環境庁が平成3年度から毎年「環境にやさしい企業行動調査」を上場企業(約2,000社)を対象に行っており、本県環境部でも平成5年

度に県内企業(629社)を対象として「環境保全型企業行動マニュアル基礎調査」を実施したが、いずれも企業のみを対象とし、一般県民、行政等にまで及んだ意識調査ではないため、今回それらを対象としてアンケート方式により環境管理・監査に対する意識調査を数回にわたり行ったので、その結果を報告する。

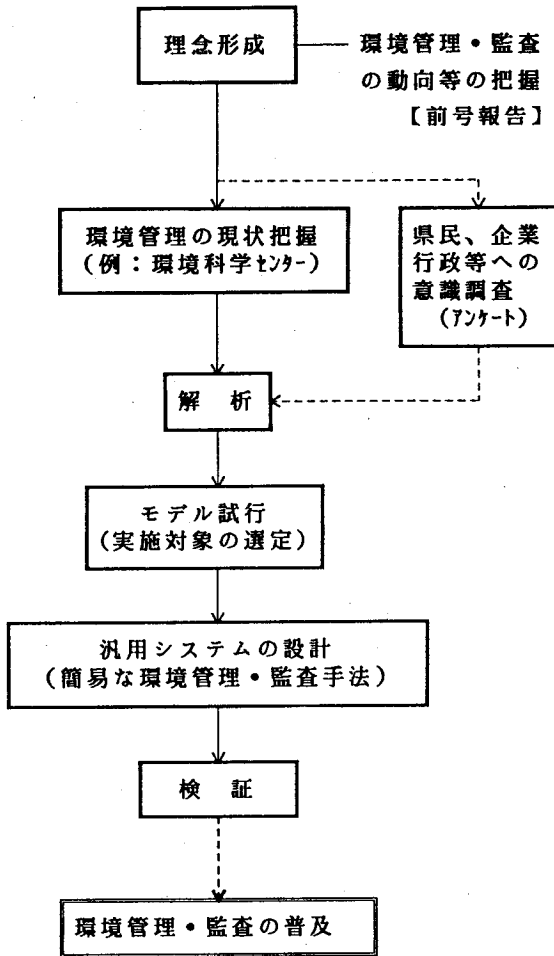
また、筆者は中小規模の事業場(製造業、サービス業、事務所、研究所等)において無理なく手の届くところから環境管理・監査を始めることができる簡易のシステムがJISレベルにつなげる助走段階として必要であると考えていることから、環境科学センターを中小規模の事業場として試験的に環境管理活動を実践的に展開し、検討を行ったのでその実践活動事例を報告するとともに、実践活動を踏まえた中で、中小規模の事業場等が無理なく取り組むことが出来かつ継続性があると考えられる環境管理手法を検討したので紹介する。

#### 2. 調査研究計画

本調査研究を行うにあたり、あらかじめ次のような研究計画フローを設定し、それに位置づけて行うこととした。フローの内容としては、意識調査(アンケート調査)

と環境科学センターを小規模事業所の事例とした現状把握の二つを柱にそれらの結果を解析し、汎用システムの設計(提案)等を行ったものである。

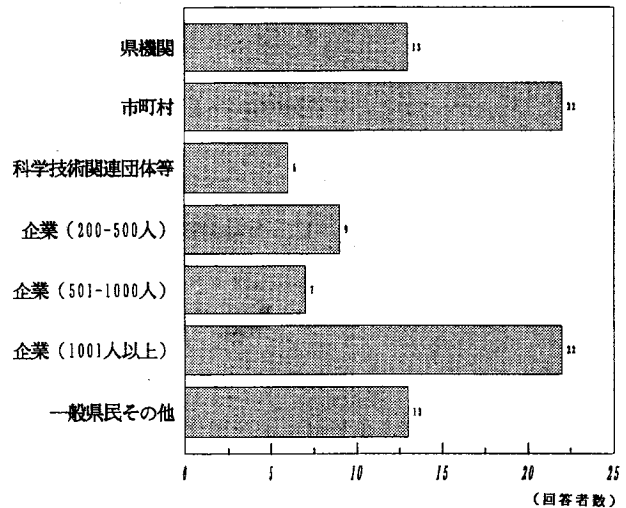
県内市町村の職員	22名 (16市町村)
一般県民	5名
その他	3名



2) 第2回目

対象者数	36名 (回収率97%)
内訳：県内企業	25名
県機関の職員	1名
科学技術関連団体 (公益法人)	3名
科学技術交流団体	2名
その他	5名

以上より計93件の回答があったが、その中の有効回答92件を所属等別に分類したところ図1のとおりとなった。



3. 県民、行政、企業等への意識調査

3.1 意識調査の方法

本調査は環境管理・監査に関連する講演会が県内で開催された際に参加者に対して環境管理・監査に対する意識調査を無記名による同一アンケート方式で2回にわたり実施したものである。

3.1.1 調査時期

アンケート調査は、平成6年12月(第1回目)と、平成7年1月(第2回目)に実施したものである。

3.1.2 調査対象

調査対象者(アンケート回答者)は次のとおりであった。

1) 第1回目

対象者数	57名 (回収率75%)
内訳：県内企業	14名
県機関の職員	13名

ここで、整理の都合上科学技術関連団体及び科学技術交流団体は一括して「科学技術関連団体等」とし、一般県民及びその他は一括して「一般県民その他」とした。

また、企業は従業員規模別に3段階に区分した。なお、従業員200人未満の企業については対象がなかった。

3.2 調査結果及び考察

3.2.1 環境管理・監査の認識状況

対象者全員に対して環境管理・監査(又は環境JIS)の認識状況等について質問した結果、表1のとおりとなった。

調査結果から、回答者の88%が環境管理・監査の存在を承知している(以下、この率を「認識率」という)ことがわかった。特に、企業での認識率が95%と最も高く、次いで市町村86%、一般県民その他85%、科学技術

表1 環境管理・監査の認識状況

区 分	全 体	以前から知っており、 実施又は検討(調査 等)を行っている	以前から知っていた が、実施又は検討は していない	以前から言葉だけ は知っていた	今回初めて知った
県機関	13	—	2	8	3
市町村	22	1	1	17	3
化学技術団体等	6	2	1	2	1
企業(200~500人)	9	2	4	3	—
企業(501~1000人)	7	—	2	5	—
企業(1001人以上)	22	14	4	2	2
一般県民その他	13	2	1	8	2
全 体	92 (100%)	21 (23)	15 (16)	45 (49)	11 (12)

表2 県内企業の環境管理・監査の取組状況

区 分	全 体	社内で組織的に実施 している	社内で組織的に行う ための準備をしてい る	実施や準備は行っ ていないが、検討 したく、情報を集 めている	関心はあるが、検 討等は行っていない
企業(200~500人)	9	1	2	3	3
企業(501~1000人)	7	—	1	3	3
企業(1001人以上)	22	6	7	7	2
全 体	38 (100%)	7 (19)	10 (26)	13 (34)	8 (21)

関連団体等83%、県機関77%であった。

認識率が高い理由としては、環境管理・監査についての講演参加者に対してアンケート調査を実施したため、必然的に高い認識率となったものと考えられるが、企業の認識率が特に高いことから、本調査においても環境管理・監査に対する企業の関心が高いことがわかった。

### 3.2.2 企業での取り組み状況

県内企業の環境管理・監査の取り組み状況について質問した結果、表2のとおりとなった。

調査結果から、企業全体では「社内で組織的に実施している」が19%、「準備をしている」が26%、「準備に向けて情報を集めている」が34%、「関心はあるが、実施又は検討はしていない」が21%となった。

これより、環境管理・監査を実施又は情報を集める等の行動を起こしている(以下、「行動率」という。)と答えた回答が79%と高い値を示した。

従業員数の規模別で見ると、行動率は1001人以上の企業が最も高く(91%)、200~500人規模の企業と501~1000人規模の企業間ではほぼ同じ行動率(それぞれ67%、57%)を示した。

なお、環境管理・監査の組織的な実施については、1001人規模以上の企業が6社(同規模のうち27%)と最

も多く、次いで200~500人規模の企業が1社(11%)であった。

### 3.2.3 企業以外における意識

企業以外(公共機関の職員、科学技術関連団体等及び一般県民その他)に環境管理・監査の取り組みにおけるあり方について質問した結果、次のとおりとなった。

全体として「企業ばかりでなく、行政や家庭等も取り入れて、取り組んだ方が良い」が50%と最も高い率を示し、次いで「環境管理・監査は企業が自主的に行うものであるが、行政が技術的支援等の関わりを持つことが望ましい」が31%、「環境管理・監査は企業が自主的に行うものであり、行政は関与しない方が望ましい」が8%となった。特に、一般県民その他の立場からは、同じ質問について、それぞれ62%、23%、0%との回答があり、環境管理・監査は企業ばかりが取り組むのではなく、行政や県民等も参画して総合的に取り組むのが望ましいとの結果が示された。

### 3.3 意識調査に対する考察

アンケートにより県民、企業等の幅広い範囲の方々に対して意識調査を行ったが、本調査を通して次のことが伺えた。

神奈川県内の企業では環境管理・監査に対する意識が強く、すでに実施又は情報収集等の行動を起こしている企業が多かった。

企業以外の意識としては、環境管理・監査は企業のみが取り組むのではなく、行政や一般県民等でも取り入れて、産・官・民が一体となって取り組むことが望ましく、行政に対しては技術的支援等の関わりをもつことが望ましいという意見が多かった。

なお、今回のアンケート結果は100件程度と少ない母数によるものであるため、おおよその傾向を知るに止まり、有効な評価としては不十分となっている。そのため今後とも同様の意識調査を継続させていくことにより一層意識調査を充実させたものにしていく予定である。

#### 4. 環境科学センターにおける環境管理実践活動

##### 4.1 現状と課題

環境科学センターは、神奈川県先端技術産業立地化学物質環境対策暫定指針（現、神奈川県先端技術産業立地化学物質環境対策指針、以下「先端指針」という。）適用の第一号事業場として環境安全計画を策定して組織体制等を整備し、これまで表3に示す環境安全項目等の自己監視及び安全管理を行うなど、すでに環境管理・監査体制がほぼ出来上がっている状況にあるとすることができる。

環境科学センターでは、今後とも環境安全計画に係る管理目標基準値（法令等の規制基準値）等の遵守及び化学物質等の自主管理の徹底に努めていくこととしているが、ここでは、現状よりもさらに環境負荷の低減につなげることが出来、しかも施設の改造等を要せずに手近なところから取り組める因子について検討した。その結果、一般廃棄物の減量化について取り組むこととした。

##### 4.2 一般廃棄物に係る資源化・再利用の試行

環境科学センターから排出される一般廃棄物は事業系一般廃棄物として自己処理責任があり、これまで環境安全計画に基づいて適正処理がなされている。現行の対応状況としては、ダンボール、新聞紙等一部の廃棄物については資源化・再利用のルートがなされているが、その他の一般廃棄物については市の収集ルートに依存している状況である。市に収集された一般廃棄物のうち、可燃ごみは市のごみ焼却施設で焼却処理されたのち最終処分場に埋立されており、不燃ごみは資源ごみを除いたのち最終処分場に埋立されるため環境負荷の要因ともなっている。以上により、環境科学センターにおける一般廃棄物処理の現状改善を図るため、ごみ発生量の現状の把握と対策手法について検討し、小規模事業場や一般家庭等

における環境管理・監査手法を導入する場合の課題について模索したものである。

表3 環境安全計画に基づく目標基準値等  
(環境科学センター、平成7年8月現在)

対 象	目 標 基 準 値
大 気 関 係	大気汚染防止法、条例に定める排出基準値等
水 質 関 係	水質汚濁防止法 <sup>1)</sup> 条例に定める項目に係わる排水基準値等
騒 音 関 係	騒音規制法の規制基準値
振 動 関 係	振動規制法の規制基準値
臭 気 関 係	悪臭防止法の項目に定める規制基準値 <sup>2)</sup> 及び県指導要綱の指導基準値
化学物質	自主管理規定に基づく安全管理
廃 棄 物	廃掃法に基づく適正処理
微 生 物	管理規定に基づく安全管理
放射性物質	放射線障害予防規定に基づく安全管理
災 害 事 故	環境安全計画に定める災害事故防止及び地震対策の徹底

- 1) 下水道法の排水基準値が適用するが、公共用水域に係るより厳しい基準を目標基準値としている。
- 2) 悪臭防止法基準項目のうち、硫化水素については敷地境界線の規制基準値の10倍濃度としてより厳しい値を目標値としている。

##### 4.2.1 ごみ発生量の現状

これまでにごみ発生量の把握がなされていない状況から、まず市の収集システムに依存している一般廃棄物量及び組成についての調査を行った。

調査時期は、平成6年12月及び平成7年1月の2回にわたり年末年始の影響を避けた各1週間の一般廃棄物について分別・計量を行った。

計量は、概ね10kgを超過する場合には台ばかり(YAMATO製10~100kg用)を、10kg未満の場合にはばねばかり(YAWATA製張力計10kg用)を使用して行った。

以上より一日平均のごみ発生量は表4のとおりとなり、環境負荷の要因となっている一般廃棄物量は現在約20kg/日であり、そのうち紙ごみが最も多く、約60%を占めていることがわかった。

表4 環境科学センターからの日平均ごみ発生量

区分	一日当たりのごみ発生量	構成比
可燃ごみ	14.0kg	74%
(内訳) 紙ごみ	(11.2kg)	(60%)
その他	(2.8kg)	(14%)
缶類	2.8kg	4%
びん類	0.5kg	3%
生ごみ	3.5kg	19%
合計	18.8kg	

(注) H6.12月及びH7.1月調査

#### 4.2.2 対策手法の検討

環境科学センターから出る紙ごみは、国連大学で提唱する“ゼロ・エミッション（排出ゼロ）”の考え方に基づき、環境負荷の要因となっている紙ごみをすべて資源化・再利用するという負荷低減目標を試験的に設定した。

環境科学センターから出る紙ごみの組成を分析した結果、使用済みのコピー用紙が最も多く、包装紙、チラシ、パンフレット、電算出力用紙、ティッシュ、雑誌など多種多様の紙類が含まれていた。これら多種多様の紙くずは、一般に“ミックスペーパー”と称され、資源化・再利用に導くためには、手間と人手をかけて種類ごとに分別することが考えられたが、フィルム窓付きやティッシュなどは分別したところで再利用のルートがなく、負荷低減目標を満足させるには紙の種類別に分別する方法ではほぼ実現性がないことがわかった。

そこで、ミックスペーパーを一括して資源化・再利用する考え方に切り換え調査した結果、ミックスペーパーの無選別リサイクルシステム（M商会）が目的に添うものと判断されたため、平成7年4月1日から廃棄物処理システムに組み込むこととした。

### 4.3 ごみ資源化・再利用の実施

#### 4.3.1 ミックスペーパーの分別

ミックスペーパーの資源化・再利用を行うには、「紙類」と「その他一般廃棄物」を分別する必要があった。

分別にあたっては、すでに各室に配備されている既存のごみ容器（金属製筒型）と区別するため、暫定的に不要のダンボール箱を活用し、「紙ごみ専用容器（暫定）」と表示したうえで、各所に配置した（写真1）。

配置場所及び容器の大きさについては、各室の職員数

及びあらかじめ行ったごみ発生量調査からの紙ごみ発生量を参考にして設定した。

なお、紙ごみの分別活動については、職員の協力が不

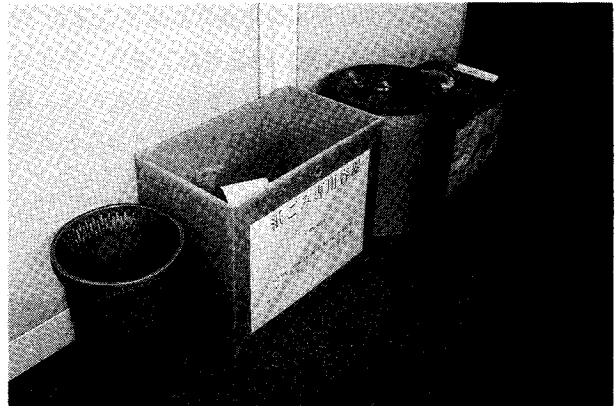


写真1 「紙ごみ専用容器(暫定)」の配置状況

可欠であることから、あらかじめ文書で協力をお願いするとともに、専用容器の設置時においても個別説明を行った。

暫定容器については、数カ月間の試験的实施を通して職員の意見を取り入れた上で、正式に容器の形態及び大きさを定めることとした。

#### 4.3.2 紙ごみの分別評価

紙ごみの分別を平成7年4月1日から開始するとともに、月別回収量の把握を行った。併せて、プラスチック等紙ごみ以外のごみが専用容器に混入していないかのチェックも行った。

平成7年8月末現在までの紙ごみ量は次のとおりであった。

年月	紙ごみ量(kg)	kg/人・日
H7. 4月	246.1(日平均 8.2)	0.09
5月	373.0( 〳 12.0)	0.34
6月	281.8( 〳 9.4)	0.10
7月	134.9( 〳 4.4)	0.05
8月	179.3( 〳 5.8)	0.06
平均	243.0(日平均 7.9)	0.09

\*所内勤務する人数は90人。

これより、新たに資源化再利用される紙ごみ量は概ね90g/人・日であることがわかった。

なお、月別紙ごみ量及び紙以外の混入状況については、後述する所内公表の対象とし、併せて紙ごみの分別徹底についてその都度協力依頼した。

#### 4.3.3 紙ごみの収集、搬出方法

紙ごみを搬出する上で一ヶ所に集積する必要があることから、一日一回「紙ごみ専用容器」から清掃委託職員が回収し、所定の収集容器に集められた。

今回採用した無選別リサイクルシステムは所定のネットワークを有し、県内では愛川町中津に立地する基地(株N厚木営業所)が持ち込み先に指定されており、現在は引き取りに来るシステムとなっていない。そのため、運搬量から判断して直営により公用車で運搬することとした(写真2)。



写真2 紙ごみの搬入状況

#### 4.4 実践活動に対する環境監査手法の考察

紙ごみの資源化・再利用の実施に対して負荷低減目標の達成度がどの程度か、又紙ごみの分別が徹底されているかを定期的に把握するためには環境監査が必要不可欠である。ここでは専任のいない中小規模の事業場でも実施可能な簡易でかつ人手を要しない環境監査(以下、「ミニ環境監査」という。)について、二の試験的な方法による検討を行った。

##### 4.4.1 方法1：可燃ごみ中の紙ごみ混入状況調査

今回設定した負荷低減目標は、可燃ごみ中に紙ごみが含まれないことが最終的な到達点でもあることから、定期的に可燃ごみ中の紙ごみ混入状況を把握することは効果的な方法と考えられる。

そこで環境科学センター(地下1階地上4階建て)の各階別に収集した可燃ごみへの紙ごみの混入状況を把握するため、試験的に「紙ごみ」と「その他可燃ごみ」とを分別し、計量することにより紙ごみ混入率を求めてみた。その結果、表5に示すとおりとなった。

なお、可燃ごみの収集は清掃委託職員が従来どおり行い、分別・計量は1名の職員(以下、「ミニ監査人」という)が行った。

表5 可燃ごみ中の紙ごみの混入状況

(平成7年7月21日実施)

階	ごみ量 (kg)	ごみ組成		評価
		適正ごみ	紙ごみ	
4	1.9	(84%) 1.6	(16%) 0.3	A
3	0.4	(50%) 0.2	(50%) 0.2	C
2	2.0	(65%) 1.3	(50%) 0.7	B
1	2.2	(55%) 1.2	(45%) 1.0	C
地下	0.4	(25%) 0.1	(75%) 0.3	D
総合評価	6.9	(64%) 4.4	(36%) 2.5	B

(評価基準：紙混入率)

0-20% A、21-40% B、41-60% C、61-80% D、81-100% E

##### 4.4.2 方法2：無作為による紙ごみ混入状況調査

各室に配置されているごみ容器(紙ごみ専用容器は除く)の一部についてXデー(実施日未告知)にごみ組成調査を行った。

Xデーの調査日に各事務室からごみ容器を無作為に抽出(あらかじめ所内に配置されたごみ容器数を調査し、その配置状況から1事務室につき1-2個とした。)して、各容器ごとにごみを採取・分類し、少量による計量誤差を配慮して個数により紙ごみの混入率を求めた。

なお、ごみ容器の抽出にあたっては、公平性を期すため中立な立場の者(清掃委託職員)にお願いし、分別・解析はミニ監査人を行った。

試験的に二通りのミニ環境監査を実施したが、《方法1》は人手と時間をかければよりきめの細かい評価が可能であるが、組織規模の小さな事業場では人手と時間をかけることは困難であり、かつ継続性に課題があることから、無理なく必要な状況を把握するには《方法2》のほうが好ましいことがわかった。

なお、《方法2》による実践例を表6に示す。

##### 4.4.3 評価基準の設定

紙ごみの混入率(%)の評価基準については、ランク分け等のわかりやすい指標に置き換えることが望ましいことから、ここでは日本電気(株)が現在実施している環境監査の5段階方式の評価手法を参考に次のとおりとした。

表6 無作為による混入状況調査

(平成7年7月27日実施)

所属	No	総数	単位：個				紙くず	評価
			廃プラ	木くず	金属	生ごみ		
I	1	(100%) 67	6	3	—	—	(87%) 58	E
	2	28	3	—	—	—	(89%) 25	E 平均E
II	1	24	8	—	—	—	(67%) 16	D
	2	37	19	—	—	—	(49%) 18	D 平均D
III	1	2 F 11	1	1	—	1	(73%) 8	D
	2	2 F 27	8	—	—	—	(70%) 19	D
	3	1 F 16	2	1	—	—	(81%) 13	E 平均E
IV	1	3 F 13	6	—	—	1	(46%) 6	C
	2	3 F 13	2	—	—	—	(85%) 11	E
	3	4 F 31	17	—	—	—	(45%) 14	C 平均C
V	1	13	7	3	—	—	(23%) 3	B
	2	13	7	—	—	—	(46%) 6	C 平均B
VI	1	25	10	—	1	—	(56%) 14	C
	2	20	14	2	—	—	(20%) 4	A 平均B
総合評価							64%	D

(評価基準) 紙混入率 0-20% A、21-40% B、41-60% C、61-80% D、81-100% E

紙ごみ混入率 (%)	評価
0 ~ 20	A
21 ~ 40	B
41 ~ 60	C
61 ~ 80	D
81 ~ 100	E

なお、いわゆるミニ環境監査は目標達成まで定期的かつ繰り返し行うことが必要と考えられることから、試験的に毎月1回実施することとした。また事業場全体がAランクに入った段階でミニ環境監査の実施間隔を年1回以内等にあげ、別に新たな負荷低減目標(例えば省エネルギー対策等)に設定することが望ましいと考えられる。

#### 4.5 結果の公表

環境科学センターにおける紙ごみの分別及び資源化・再利用活動については、短期的に低減目標を達成させるためには所内職員の理解と協力が不可欠であることから、調査結果等についてその都度所内公表を行っている。

#### 5. 汎用システム設計への一考察

以上のとおり、環境科学センターにおいて紙ごみの資源化・再利用を一事例とした環境負荷実践活動を行ってきたが、これらの実践活動によって得られた知見を踏まえ、簡易の環境管理・監査手法に関する汎用システム設計について検討を行った。

すでに環境管理・監査を組織的に取り組んできている先進的な大手企業は、EUのEMASやISOに基づくJISの環境管理システムをすでに研究し、現在社内で

実践的に進めているシステムに必要な修正を加えるなどによりJ I S等の登録を行っていくことになるものと考えられる。

しかしながら、環境管理・監査の実践的な蓄積がないその他の企業等（中小企業を含む）や公共機関などが、J I S等のレベルにまで立ちあがっていくには、情報の収集及びトップダウンによる組織体制の整備及び環境管理システムの構築等多くのステップを経なくてはならない。そうした状況から、中小規模の事業場や公共機関等でも無理なく手の届くところから環境管理・監査を始めることができる簡易のシステムの存在がJ I Sレベルにつなげる助走段階としても必要であると考えられる。

そこで、環境管理・監査を取りまく国内外の動きに配慮した上で、環境科学センターで進めてきた環境管理実践活動等の経験から、無理なく環境管理・監査を始動できる汎用システムについて一考察を行った。

### 5.1 2ステップ方式環境管理・監査

実践活動からの知見及び国際規格への動向等から次のようないわゆる2ステップ方式の環境管理・監査が望ま

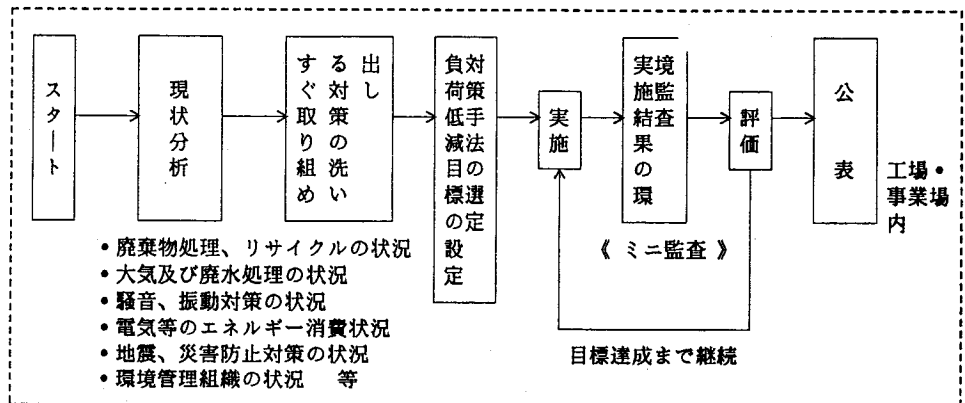
しいと考えられた。

環境管理・監査をはじめめる事業場等が、まず現状を把握した上で小さな領域（例えば、節水や省エネルギー対策）から環境負荷の低減活動を展開し、評価・改善する簡易の環境管理・監査システムを“第1ステップ”としてボトムアップ（トップダウンの環境が出来ていない場合）的に展開するというものである。例えば、節水について実践活動を展開し、完成した段階で他のコア（例えば、省エネルギー対策）についての展開に移り、一つ一つ環境負荷を減らしていくことが考えられる。

その間、トップの意向等により環境J I Sの登録をめざすか、または登録を取得しないが環境J I S等のレベルにまで体制を整備することを選択する事業場等については、環境J I S等の情報や他の実践事例を収集するとともに、必要によっては研修等を受ける必要があれば対応することが望まれる。

以上のように“第1ステップ”を経て実績を重ねた後、トップダウン（最高責任者の誓約を得た取組）による環境J I S等の環境管理・監査システムを構築し、環境パフォーマンス（定量可能な実践行動）として施策展開す

#### 第1ステップ



#### 第2ステップ

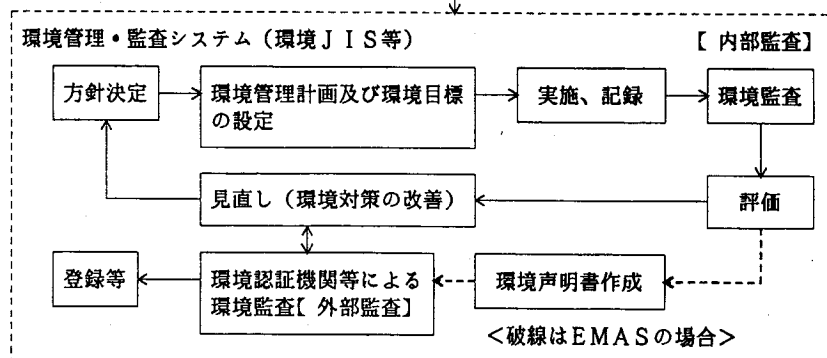


図2 2ステップ方式環境管理・監査の概念図



る“第2ステップ”に移行させていくのである。

第2ステップは、現在ISOの中で検討を進めている環境管理システム（又は環境JIS）あるいはEUエコ管理・監査規則によるシステムが該当する。

なお、第2ステップは当面環境JIS等の取得を予定しない事業場等については、第1ステップの中で削減目標項目ごとに一つ一つ達成させて、システムをより充実させていくことが望ましいと考えられる。

以上より、2ステップ方式の環境管理・監査のシステム概要を図2のようである。

## 5.2 2ステップ方式の特徴

上述した2ステップ方式の特徴としては、次のことがあげられる。

第一に、第1ステップとして手の届くところから開始する環境負荷の低減対策にからめて簡易の環境監査（いわゆるミニ環境監査）を実施することにより、環境JIS等に基づく体系的な環境管理・監査（第2ステップ）に移行させる場合、その事業所等の特質に沿ったシステムにすることができる。

第二に、実践的な環境対策がすぐに始動でき、体制づくりに多くの時間を要するという恐れを回避することができる。

第三に、少人数で足りる第1ステップから始めていけるため、中小規模の事業場等でも無理なく取り入れていくことができる。

## 6. おわりに

環境管理・監査の国際的な規格化が平成8年夏頃にも

なされようとしている中で、本報では環境管理・監査に対する県内の企業、行政機関及び一般県民等の意識を把握するためにアンケート調査を行い、これまでの結果から対象企業のうち約8割が環境管理・監査について実施または情報を収集していることがわかった。また、行政機関に対しては技術的支援等の関わりを期待していることがわかった。しかし、先述したとおり、本意識調査で精度の高い調査結果を得るため、調査件数がまだ不足していると考えられることから、今後とも意識調査を継続していく予定である。

また、環境科学センターを対象モデルとした一般廃棄物の資源化再利用の環境管理実践活動を通じて、中小規模の事業場等ができるところから無理なく環境管理・監査を始めることができる汎用システムとして2ステップ方式の環境管理・監査手法を提案したが、今後は他のモデル事業場において汎用システムを検証し、より充実したシステムにしていくことにより、様々な性格を有する企業の中で広く取り入れられるばかりでなく、行政機関や一般家庭レベルにおいても取り入れられて産・官・民の総合的かつ実践的な展開がなされることにより地球環境対策の一助となることを希望するものである。

## 参 考 文 献

- 1) 青山尚巳：神奈川県環境科学センター研究報告，17，56-74（1994）
- 2) 財団法人規格協会他「第3回ISO/TC207オスロ総会報告書－審議結果と今後の動向－テキスト」（1995.7.25）